



# 昭和二年路政小史

淺香小兵衛

既往を究めなければ將來を語る資格がない、とは吾等の主張であるが、路政に付ても亦その通りであつて今新春に當つて過ぎし一ケ年の路政に關する出來事の梗概を記述して之が道程を明瞭ならしめんとするのも此の主張の一端に外ならない。願れば一昨年十二月二十五日先帝神去りまして、直に新帝を仰ぎ、御代も昭和と改元されて、茲に一ケ年、其の間諸事必ずしも平穩であつたは云へない共路政に於ても亦多事であつた。以下記すところは全くの概括に過ぎない。

一月

十一日 ○土木課長移動す。坂本一平君福岡縣へ、澁江武君愛知縣へ。

十六日 ○休會明けの帝國議會開會す。

二十一日 ○自動車専用道路敷設に關する件内務省土木局長より各地方長官へ通牒せらる。

二月

三日 ○土木課長移動す。東森藏君熊本縣へ、大石巖君栃木縣へ。

四日 ○岩崎雄治君茨城縣土木課長に任命せらる。

十日 ○岐阜縣下十四號國道太田橋竣工式舉行せられ、内務大臣代理清水書記官臨席す。

十五日 ○土地收用法中改正法律案貴族院に提出せらる。

十七日 ○伊藤巖君岐阜縣土木課長に任命せらる。

二十一日 ○無軌條式電車運輸營業の件、内務省土木局長より各地方長官へ通牒せらる。

○土地收用法中改正法律案貴族院委員會にて可決せらる。

二十五日 ○土地收用法中改正法律案貴族院にて可決せらる。

三月

七日 ○丹後地方に大震災突發し道路橋梁の破損算なし。

十日 ○内務省立案自動車道法案鐵道省より横槍を入る。

十四日 ○土地收用法中改正法律案衆議院に上提せらる。

二十二日 ○土地收用法中改正法律案衆議院委員會にて可決せらる。

二十三日 ○土地收用法中改正法律案衆議院にて可決せらる。

三十日 ○本會理事社會局長官長岡隆一郎氏國際労働會議に政府代表として出席の爲渡歐の途につかる。

四月

一日 ○内務省告示第三百八號を以て、地方官々制の規定に依り六大都市所在の府縣に土木部を設置せらる。

○同時に之れが新部長發表せられ村山喜一郎君京都府に、牛島航君大阪府に、三輪周藏君神奈川縣に、田邊良忠君兵庫縣に、澁江武君愛知縣に夫々任命せらる。

○土地收用法改正法律公布せらる。

五日 ○内務省告示第三百十一號を以て、主として軍事の目

的を有する國道路線に左記追加さる。

特二十七號 靜岡縣駿東郡原里村板妻四百八十五番

地先ヨリ同郡須山村百六十五ノ一番地先ニ達スル

路線

十七日 ○若槻内閣提出の臺銀救濟緊急勅令案樞府に於て否決され内閣總辭職。

○田中政友會總裁に内閣組織の大命降下す。

二十日 ○田中内閣の親任式舉行せらる。

内閣總理大臣兼外務大臣男爵田中義一、内務大臣鈴木喜三郎、大藏大臣子爵高橋是清、陸軍大臣白川義

則、海軍大臣岡田啓介、司法大臣原嘉道、文部大臣

三土忠造、農林大臣山本悌二郎、商工大臣中橋徳五

郎、逓信大臣望月圭介、鐵道大臣小川平吉

二十日 ○財界混亂甚敷く銀行の取付に會ふもの全國的にして

之が救濟並前後措置の爲臨時議會召集の詔書發布せ

らる。(五月三日より五日間)

三十日 ○土木課長移動す。與田喜知藏君佐賀縣へ、仲本利夫

君秋田縣へ。

五月

三日 ○來島良亮君東京府土木部長に任命せらる。

十二日 ○本會幹事内務技師牧野雅樂之丞君萬國道路會議から

無事歸朝す。

十七日 ○地方官大更迭發表。

○内務省土木局長次田大三郎氏休職、宮崎通之助氏土木局長となる。

十八日 ○阪神國道開通式舉行に付、内務大臣代理潮地方局長

臨席、本會よりは會長代理として都築幹事臨席す。

六月

二日 ○内閣一部改造。高橋藏相罷め、三土文相藏相となり、

本會々々長水野鍊太郎氏文相となる。

十二日 ○徳島縣下二十三號國道三好橋改築工事竣工式舉行に

付、内務大臣代理として武藤内務政務次官臨席す。

二十三日 ○地方長官會議開催せられ、内務大臣より、土地收用

法の改正に關し指示す。

七月

五日 ○鐵道敷設の爲にする道路の占用又は改築に關する件

内務省土木局長より各地方長官に通牒せらる。

十六日 ○新潟縣下十號國道萬代橋架換工事の地鎮祭舉行に付

内務大臣代理として武藤内務政務次官臨席す。

二十一日 ○内務省告示第三百八十二號を以て、福岡縣管内國道

三號路線一部變更せらる。

### 八月

十八日 ○理事長岡社會局長官無事歸朝。

二十日 ○本會青森縣支部主催道路改良講演會は本日より九月

十日に涉り連日縣下各地に開催せられ、本會よりは

特に幹事内務技師佐藤利恭氏を講師として派遣。

二十一日 ○本會副會長内田嘉吉氏は、ワシントンに於ける國際

無線電信會議に帝國委員顧問として出席の爲渡米。

二十六日 ○逓信省訓令第一號を以て乗合自動車に關し地方長官

に訓令す。

二十七日 ○土地收用法施行令の改正公布さる。

三十一日 ○土木課長移動す。淺見洋君鹿兒島縣へ、菅良二君長

野縣へ。

### 九月

二日 ○土地收用法上の關係人に關する件内務省土木局長よ

り各地方長官に通牒せらる。

○本會北海道支部主催にて本日より十五日迄道内各地

に於て道路改良講演會を開催す、本會よりは特に、

幹事内務事務官武井群嗣氏、同内務技師佐藤利恭氏

を講師として派遣。

七日 ○小原信光君富山縣土木課長に任命せらる。

八日 ○荻野廣君愛知縣土木部長に任命せらる。

十三日 ○河合清君滋賀縣土木課長に任命せらる。

十六日 ○吉岡計之助君靜岡縣土木課長に任命せらる。

二十八日 ○川越篤君宮城縣土木課長に任命せらる。

三十日 ○竹内常八君島根縣土木課長に任命せらる。

### 十月

三日 ○土木課長異動す。中隈伊勢吉君大分縣へ、青木治助

君福井縣へ。

五日 ○兒玉靜雄君山形縣土木課長に任命せらる。

○幹事土木事務官田中好氏は本誌に載せた乗合自動車の論文に關し文官懲戒令に依り譴責さる。

七日 ○本會主催の道路改良講演會を本日より十五日迄鳥取

福井、石川の三縣下に於て開催、理事中川正左、評

議員茂庭忠二郎博士、幹事内務事務官武井群嗣、同内務技師佐藤利恭の諸氏講師として派遣。

八日 ○中川幸太郎君福島縣土木課長に任命せらる。

十二日 ○道路改良事業促進の爲、内務省要求の道路改良費豫算の通過を圖るべく、顧問澁澤子爵、山田理事は内務、大藏、總理の三大臣を訪問し、本會の建議書を提出す。

十四日 ○長尾貞作君沖繩縣土木課長に任命せらる。

十九日 ○乗合自動車の許否手續に關し遞信省訓令を排し一と先從前の通り取扱ふべく内務次官より各府縣知事に通牒さる。

二十日 ○櫻井哲三君香川縣土木課長に任命せらる。

二十六日 ○國道改良事業に對し昭和二年度に於て新規に補助すべき十一箇所を決定し、其旨内務省土木局長より當該府縣知事に通牒せらる。

### 十一月

一日 ○滋賀縣管内十二號國道路線一部變更告示せらる。

四日 ○本日より豫算閣議開かる。

十日 ○十二月二十四日を以て帝國議會（第五十四回）召集

の詔書あり。

十一日 ○道路改良費昭和三年度豫算七百萬圓を閣議決定。

十四日 ○我國最初の無軌條電車敷設の件内務大臣より認可せらる。

二十二日 ○長野縣下十號國道後ノ井橋竣工式舉行、内務大臣代理として丹羽書記官臨席す。

### 十二月

一日 ○群馬縣土木課長河原常次郎君休職となる。

二日 ○東京府と千葉縣との境界江戸川に架する市川橋架換工事竣工式舉行、内務大臣代理として武井内務事務官臨席。

七日 ○鐵道省官制改正（陸運行政ノ主管省ノ件）に關し法制局に於て審議せらる。内務、遞信兩局より出席内務省よりは宮崎土木局長、丹羽道路課長、田中土木事務官出席。

十二日 ○四號國道荒川千住大橋及千住新橋間道路竣工式舉行鈴木内務大臣臨席。